

第三者的機能を有する機関のスタイル (8条委員会関係①)

	権能・権限の概要	類型
消費者委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策に関する重要事項について、自ら調査審議・内閣総理大臣、関係各大臣等への建議 ○当該重要事項について、内閣総理大臣、関係各大臣等の諮問に応じて調査審議・同大臣への意見 ○消費者安全法第20条の規定による勧告のほか、個別法の規定によりその権限に属せられた事項の処理 ○関係行政機関の長への資料提出・意見開陳・説明要求 	基本的 政策型 ＋ 法施行型
食品安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○食品健康影響評価の実施 ○当該評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策等について、内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告 ○食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項について、自ら調査審議・関係行政機関の長への意見 ○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等 	基本的 政策型 ＋ 法施行型
原子力安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制等について、企画・審議・決定 ○当該規制等について、内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告 ○関係行政機関の長への資料提出・意見開陳・説明要求 等 	基本的 政策型

第三者的機能を有する機関のスタイル (8条委員会関係②)

	権能・権限の概要	類型
社会保障審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障・人口問題に関する重要事項について、厚生労働大臣等の諮問に応じた調査審議・同大臣又は関係行政機関への意見 ○当該重要事項について、厚生労働大臣等への意見 ○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等 	基本的 政策型
厚生科学審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○公衆衛生に関する重要事項について、厚生労働大臣の諮問に応じた調査審議・同大臣への意見 ○当該重要事項について、厚生労働大臣等への意見 ○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等 	基本的 政策型
医道審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（医師・歯科医師の免許取消しに係る厚生労働大臣への意見など） ○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等 	法施行型
薬事・食品衛生 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（医薬品の承認に係る厚生労働大臣への意見など） ○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 ○医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、自ら調査審議・厚生労働大臣への意見 等 	法施行型
社会保険審査会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に関する処分に対する不服審査 等 	法施行型
年金業務・社会 保険庁監視等 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金記録等の業務について、総務大臣の求めに応じて調査審議・総務大臣への意見 ○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等 	法施行型

参考

(第三者組織に関する動き)

(1) ワクチン政策について助言・提言を行う組織について

- 米国においては、ACIP（予防接種の実施に関する諮問委員会）という組織が、保健・社会福祉省から委嘱を受け、予防接種で予防可能な疾患について、その対策につきCDC及び保健・社会福祉省に助言と提言を行っている。
- 日本には、こうした様々な関係者の意見を政策に反映させる組織が存在しないとして、国会等で、米国のような組織の必要性が議論されている。

(2) 医療事故発生時に調査を行う仕組みについて

- 医療事故が起こったときに、真相を究明し、再発の防止や患者側の納得が得られる調査をする仕組みについて、必要性が議論されている。

第三者的機能を有する機関の例（その2）

委員会名	根拠法	設置先	組織法の位置付け	組織体制					
				実数（【】内は定数）	勤務形態	委員			事務局実数
						属性	任命	任期	
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	内閣府	内閣府設置法第49条（委員会、※2）	5人【5人】	全員常勤	法律又は経済に関する学識経験のある者	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命	5年	779人
国家公安委員会	警察法	内閣府	内閣府設置法第49条（委員会、※2）	6人【6人】	常勤あり	法曹界、言論界、産学官界等の代表者	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命	5年	警察庁内に置かれた会務官が庶務を担当している。
運輸安全委員会	運輸安全委員会設置法	国土交通省	国家行政組織法第3条（委員会、※2）	13人【13人】	うち8人は常勤	委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者	両議院の同意を得て国土交通大臣が任命	3年	179人
中央労働委員会	労働組合法	厚生労働省	国家行政組織法第3条（委員会、※2）	公益委員、使用者委員及び労働者委員各15人【各委員15人】	公益委員のうち2人は常勤	○公益委員 公益を代表する者 ○使用者委員 使用者を代表する者 ○労働者委員 労働者を代表する者	○公益委員 両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命 ○使用者委員 使用者団体の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命 ○労働者委員 労働組合の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命	2年	113人